

令和元年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象課室及び対象補助金

福祉総務課所管

補助金名	東海村社会福祉関係団体事業費補助金		
対象団体	東海村民生委員・児童委員協議会	(補助額	7,648,000円)
	東海村遺族会	(補助額	850,000円)

農業政策課所管

補助金名	東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金		
対象団体	東海坏土地改良区	(補助額	1,789,000円)
	真崎浦土地改良区	(補助額	924,000円)
	細浦土地改良組合	(補助額	596,000円)
	水神堂水利組合	(補助額	265,000円)
	権現堂水利組合	(補助額	163,000円)
	柳沢宮下土地改良組合	(補助額	45,000円)
	美原東下水利組合	(補助額	32,000円)
	加登田水利組合	(補助額	15,000円)
	箕輪水田耕作組合	(補助額	15,000円)
補助金名	東海村土地改良施設維持管理適正化事業費補助金		
対象団体	真崎浦土地改良区	(補助額	1,253,000円)

環境政策課所管

補助金名	東海村環境保全事業協力団体事業費補助金		
対象団体	美しい東海村をつくる会	(補助額	15,813円)

第2 監査期日

令和元年10月23日(水)

第3 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第7項に基づき、平成30年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体の補助事業の執行が、財政的援助の目的に即し適切に実施され、その実績が効果的であったか、また、補助金の出納が適正であったか、さらに補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行ったかどうかを主眼に監査を行った。

監査の実施にあたっては、所管課から提出された補助金交付要綱、補助金交付関係書類一式、団体から提出された財政援助団体等監査調書、規約、予算決算関係書類、日記帳及び証拠書類の確認を行うとともに所管課から事業及び経理内容等について説明を聴取した。

第4 監査の結果

監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した結果、村補助金はおおむね適正に交付されていると認められる。

ただし、補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規定に従い慎重かつ正確に処理するよう努め、最大限の効果を出すために「第6 監査の結び」のとおり指導・指摘する。

なお、監査結果の概要は以下のとおりである。

第5 監査の概要

1 東海村社会福祉関係団体事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村民福祉の向上及び推進に努める社会福祉団体の事業に対し交付するものである。平成30年度は、東海村民生委員・児童委員協議会、東海村遺族会、東海村保護司会、東海村更生保護女性会、東海村母子寡婦福祉会、東海村人権擁護委員会の6団体が行う事業に補助金を交付しており、今回の監査は、東海村民生委員・児童委員協議会及び東海村遺族会を対象とした。

(2) 団体の概要

①東海村民生委員・児童委員協議会

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民間の奉仕者であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うものである。なお、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員である。平成30年4月現在、本村では定員65名のところ64名の民生委員・児童委員が委嘱され、そのうち3名が主任児童委員となっており、地域住民の身近な相談相手であるとともに、支援へのつなぎ役として重要な役割を果たしている。

東海村民生委員・児童委員協議会は、委員相互の連携や、委員の人格と識見の向上に努めるとともに、その担当する区域や事項を定め、職務に関する連携を行い、あわせて関係機関との緊密な連携を保つことで、地域社会の福祉の増進に努めることを目的としている。平成30年度補助対象事業では、委員の活動に要する費用の支給や、協議会や地区別委員会、事項別委員会における研修、毎月開催の定例会などを実施した。

②東海村遺族会

東海村遺族会は、戦没者遺族の組織として、相互扶助の精神に則り遺族の福祉に寄与するため、遺族の福祉の増進や、英霊の顕彰及び慰霊に関する事業等を行っている。平成30年度補助対象事業では、靖国神社を参拝する会員研修や、戦没者の御霊の追悼と平和を祈念する東海村戦没者追悼式などを実施したほか、日本遺族会や茨城県遺族連合会が主催する事業に参加した。

東海村社会福祉関係団体事業費補助金
(東海村民生委員・児童委員協議会及び東海村遺族会補助金分)

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	8,498,000	8,498,000	100.0%
当該年度	8,498,000	8,498,000	100.0%
対前年増減	0	0	
前年比	100.0%	100.0%	

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	15,573,400	8,498,000	54.6%
決算(確定時)	13,359,115	7,900,441	59.1%

2 東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、土地改良区及び水利組合が管理する施設の維持管理を行うための事業に対し交付するものである。平成30年度の補助対象団体は次のとおり合計9団体であり、その全てを監査の対象とした。

補助対象団体	土地改良区	2団体(東海坏, 真崎浦)
	土地改良組合	2団体(細浦, 柳沢宮下)
	水利組合	4団体(加登田, 権現堂, 水神堂, 美原東下)
	耕作組合	1団体(箕輪水田)

(2) 団体の概要

土地改良区は、土地改良法に基づき都道府県知事の認可を受けて設立され、農業水利施設や農道等の建設・維持管理など土地改良事業を実施することを目的とする法人である。土地改良区内の農業者は組合員として土地改良区に加入することとなり、事業費用は組合員が負担し強制徴収が可能なものとなっている。

平成30年度補助対象事業として、東海坏土地改良区では、揚水施設点検、農道舗装補修、水田暗渠や法面の修繕、漏水修理のほか、組合員共同による草刈り作業を実施した。また、真崎浦土地改良区では、ポンプ点検・機器交換や排水ポンプ洗浄、満水検知器交換、樋管補修を実施した。

一方、水利組合や耕作組合、土地改良組合に法的な根拠はなく、用排水路を管理する地域住民が任意に設立している団体である。

平成30年度補助対象事業として、細浦土地改良組合や権現堂・水神堂・美原東下水利組合の4団体では、揚水ポンプの交換など補修工事を実施した。また、細浦・柳沢宮下土地改

良組合，加登田・権現堂・水神堂水利組合，箕輪水田耕作組合の6団体では，組合員共同による草刈りや除草剤散布，江払いなどの維持管理作業を実施した。

東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	8,920,000	4,442,000	49.8%
当該年度	7,474,000	3,844,000	51.4%
対前年増減	-1,446,000	-598,000	
前年比	83.8%	86.5%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	6,265,888	3,859,000	61.6%
決算(確定時)	6,252,888	3,844,000	61.5%

3 東海村土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は，土地改良施設の機能を保持するとともに耐用年数を確保するため，土地改良施設維持管理適正化事業に係る経費の一部を交付するものである。平成30年度の補助対象団体は真崎浦土地改良区であり，これを監査の対象とした。

(2) 団体の概要

既述のとおりであるが，土地改良区は，土地改良法に基づき都道府県知事の認可を受けて設立され，農業水利施設の建設・維持管理など土地改良事業を実施することを目的とする法人である。真崎浦土地改良区は，大字村松字真崎浦と字大山下，大字須和間字一羽の一円をその地区とし，地区内にある主要かんがい排水路・機場の維持管理や，農道・用排水路及びこれら付帯構造物の維持管理等の土地改良事業を行っている。

平成30年度補助対象事業では，大山下揚水機場ポンプ設備及び付帯施設補修工事を行うほか，平成29年度事業実施の真崎浦第2機場，令和元年度事業実施の真崎浦第3機場，令和3年度事業実施の真崎浦第1機場に係る土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金の支払いを行った。

東海村土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	658,000	658,000	100.0%
当該年度	1,253,000	1,253,000	100.0%
対前年増減	595,000	595,000	
前年比	190.4%	190.4%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	2,506,000	1,253,000	50.0%
決算(確定時)	2,506,000	1,253,000	50.0%

4 東海村環境保全事業協力団体事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村内において環境保全活動を積極的に行う団体の事業に対し交付するものである。平成30年度の補助対象団体は美しい東海村をつくる会であり、前年度に引き続き、これを監査の対象とした。

(2) 団体の概要

美しい東海村をつくる会は、郷土の美しい自然を守り、明るく住みよい豊かな東海村を築くことを目的としている。平成30年度補助対象事業では、廃油を利用したリサイクル石けんの包装作業や、環境に配慮したエコたわしづくりを実施した。

東海村環境保全事業協力団体事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	91,000	91,000	100.0%
当該年度	91,000	15,813	17.4%
対前年増減	0	-75,187	
前年比	100.0%	17.4%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	101,000	91,000	90.1%
決算(確定時)	42,003	15,813	37.6%

第6 監査の結び

1 東海村社会福祉関係団体事業費補助金について

(1) 東海村民生委員・児童委員協議会補助分

①補助金交付申請時期と事業実施期間について

本補助金については、平成30年6月18日付けで交付申請が行われ、同年7月4日付けで交付決定している。交付申請書に添付の事業計画書では、補助事業の実施期間は「平成30年4月～平成31年3月」となっており、また、実績報告においては平成30年4月の事業費より本補助金が充当されている。

交付要綱第4条では、交付申請書を「補助事業を実施する日の30日前までに村長に提出しなければならない」と定めており、交付申請日と補助事業の実施期間に齟齬が生じている。所管課によれば、例年同時期に補助対象団体から交付申請書を受理している。また、補助事業の実施期間を変更することは難しいということである。

補助対象事業が民生委員・児童委員活動事業であり、その内容に鑑みると、年度を通して補助金を交付することは適切であり、交付申請日に関する交付要綱の定めと事務処理の実情が乖離しているものと考えられる。従って、この交付要綱を根拠に補助金を支出している他団体への影響等を考慮したうえで、実情に合った制度となるよう当該交付要綱の見直しについて検討すべきである。

②需用費について

需用費(79,902円)の全額に補助金が充当されているが、その一部に懇親会における景品の費用(54,540円)が計上されている。税金が原資の補助金をこのような費用に使用することは適当ではなく、当該費用は団体の会費で賄うべきであった。このことについては、補助対象団体に対し指導を行い、令和元年度からは内容の適正化を図られたい。

③活動費について

活動費(7,484,000円、うち補助金充当額3,623,000円)は、民生委員・児童委員活動で必要な経費を実費弁償として各委員に支給するもので、委員活動費や生活福祉資金貸付活動費、担当区域調査活動費等により積算・計上されている。これら活動費の支給の根拠について所管課に確認したところ、協議会の会則に旅費や日当、宿泊料の規定がある一方で、活動費については全く規定がなく、唯一、予算案において単価と積算方法を示し、委員の合意を得ているという。活動費は、民生委員・児童委員に安定的に活動してもらう経費であるので、会則等に明文化しておくことが望ましい。

(2) 東海村遺族会補助分

補助対象事業は追悼式と研修事業であるが、会議費(60,171円、うち補助金充当額60,000円)に補助金が充当されており、その全てが会計監査、総会や理事会を実施する度の食事代や弁当代である。

補助対象事業における食料費の取扱いは、補助金等の適正化に関する事務処理要領において「飲食は補助事業等にかかわらず日常的に摂取しているものであるため、補助対象経費から除外すること」とされ、「会議や研修などを伴う補助事業等において私生活上の通常の

時間及び場所での食事が妨げられるおそれのある場合」等に、例外的に必要な最小限の範囲で計上することとされている。

まず、会計監査時の飲食店における食事代（6,380円）は明らかに会の運営に係る経費であり、補助対象外事業に対する充当である。次に、総会や理事会の弁当代も、基本的には会の運営に係る経費であり、開催した全ての会議で食糧費の例外的取扱いが必要であったとすることは、社会通念上疑問を持たざるを得ず、補助金の充当先として好ましくないと言える。従って、食糧費の充当については、補助対象団体に対し指導を行ったうえで、令和元年度からは公正な検査を行い、内容の適正化を図ってもらいたい。

2 東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金について

本補助金は、補助対象事業のうち「土砂払い、除草その他施設の維持管理に要する軽易な作業」を行った場合、作業参加者1人につき3,000円で補助金額が積算されるものである。その実績報告は、実績報告書に収支決算書や支給明細書、図面、記録写真を添えて行うこととされ、支給明細書は、記録写真のうち集合写真と合わせて補助金額を確定する根拠書類となっている。

当該作業により補助金の交付を受けた場合、補助対象事業の定めは補助金の使途を作業参加者に対する日当の支払いに限定するものではない。しかし、これにより交付を受けた全ての団体において、実際には参加者個人に補助金を支給していない一方で、書類上、実績報告に添付の支給明細書では、支払年月日が記入され参加者個々人の受領印が押されており、各人が日当を受け取ったと読み取れる形になっており、書類と実態が乖離している。

このほか、作業当日における参加者数の変更は往々にして発生するものだが、これについても、その都度、変更交付申請に基づく変更交付決定を行っており、過大な事務処理と感じられる。

これらは、交付要綱に基づく適正な事務処理ではある。しかしながら、本補助金の実態に合うよう、また申請者と村双方の事務負担軽減の観点から、支給明細書は受領印を廃した参加者名簿に変更し、また、作業参加者数の若干の変更は東海村補助金等交付規則に定める

「軽微な補助事業等の変更」とし実績報告で精算するなど、本補助金の運用を含めた見直しを検討した方が良い。

3 東海村土地改良施設維持管理適正化事業費補助金について

土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設の機能低下の防止や機能回復のため、ポンプやモーターの分解補修、ゲート等の塗装、機械等の部品の交換などの整備補修に係る費用に対する助成制度である。事業費に対する補助率は、国30%、県30%、土地改良区等の自己負担が40%となっている。また、村補助金の交付要綱では、補助対象事業は「適正化事業において土地改良区等が負担する経費のうち、工事費及び事務費」とされ、補助金の額は「補助対象経費の2分の1以内の額」と定めている。

当年度の補助対象事業のうち、大山下揚水機場ポンプ設備及び付帯施設補修工事の事業費の内容を確認すると、工事請負費5,400,000円と委託料（設計業務委託料）505,440円であった。所管課に対し、委託料が当該補助対象事業の表記に含まれるか尋ねたところ、茨城県の見解では「工事費と事務費」の表記では委託料を読むことができないという。しかしなが

ら、当該委託料は補修工事と一体であり、適正化事業に認められたものである。従って、交付要綱が適正かつ実情に合ったものとなるよう、交付要綱における補助対象事業の適切な表記を検討すべきである。

4 補助金関係書類の事務処理について

補助金関係の事務処理については、次のような誤りがあった。

- ① 東海村社会福祉関係団体事業費補助金（東海村民生委員・児童委員協議会補助分）では、交付申請書の申請者住所と実績報告書の申請者住所に相違があるもの、決算額の合計は正しいが明細の金額が誤っているものがあった。
- ② 東海村社会福祉関係団体事業費補助金（東海村遺族会補助分）では、交付決定通知書に記載の交付申請書受理日や実績報告書に記載の交付決定日、交付決定審査調書の査定額の積算が誤っているものがあった。証憑では、明細の添付が無く品目が確認できないものがあった。
- ③ 東海村土地改良区及び水利組合に係る施設維持管理事業費補助金では、実績報告書等の収受番号が漏れているもの、交付決定通知書に記載の交付申請日や、交付決定審査調書に記載の事業費や適格性の評価が誤っているもの、証憑の日付が漏れているものが多数見られた。また、交付申請書の作成年が誤っているもの、補助対象事業の実施日に対し実績報告書の提出が極端に遅いものもあった。
- ④ 東海村環境保全事業協力団体事業費補助金（美しい東海村をつくる会）では、交付決定通知書に記載の交付申請日や交付決定審査調書の査定額の積算、収支決算書に記載の予算額、事業報告書に記載の事業内容や補助金の成果内容が誤っているものがあった。また、交付決定審査調書の内容が不十分であるもの、交付請求書に記載の代表者名と振込先口座の代表者名が異なるものもあった。

これらのように、明らかな誤りがある提出書類を所管課が受理し、それに気づいていなかったことや、村発信文書にも誤りがあったこと、また、補助金の交付の適否を決定する補助金等交付（不交付）決定審査調書にも誤りがあったことや内容がきちんと検討されていないものがあったことは問題である。

大事な税金から拠出する補助金の交付に係る書類である。交付決定審査調書には事実を正確に記載し、申請内容を十分に検討して交付決定手続きを行うとともに、発信文書や提出書類を十分に確認したうえで、東海村文書管理規程に基づく適正な取扱いをするよう、全庁的に取り組んでもらいたい。

以上、報告する。

令和元年 11 月 25 日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 河野 健一